

男女共同参画社会とともに考える MOVE

vol.
47

特集

「男女共同参画の視点で 平成を振り返る」
「男女共同参画のつぶやき」「気になる本」ほか

う・ご・く

MOVEとは、「うごく」という意味のほか、男女がともにより良い社会づくりに向け「行動する」、そして「感動する」という意味をこめて命名しています。

男女共同参画の
視点で

平成を振り返る



平成元年

『MOVE』の前身
「ふじんニュース No.14」

平成3年

「女性ニュース」へ名称変更



平成8年

『MOVE』へ名称変更し、第1号発行

平成31年

平成最後の『MOVE』46号



練馬区

男女共同参画情報紙通刊76号『MOVE』vol.47 令和元年(2019年)10月31日(年2回発行)

●発行 練馬区総務部人権・男女共同参画課●練馬区豊玉北6-12-1(3993-1111(代表)、5984-4518(直通))

特集

男女共同参画の
視点で

平成を振り返る

令和元年を迎えた今回の特集では、男女共同参画に関する主なできごとや練馬区の事業、流行した言葉などをまとめて、平成の約30年間を振り返りました。

平成元年 (1989年)

- ・女性初 内閣官房長官に森山眞弓
- ・合計特殊出生率1.57
- ・消費税導入
- ・日本初のセクハラ裁判

マドンナ旋風(H元年)
24時間戦えますか(H元年)
セクシュアル・
ハラスメント(H元年)

平成3年

- ・「育児休業法」成立
- ・日本人女性初 国連難民高等弁務官に緒方貞子
- ・全国初の女性市長(兵庫県芦屋市)に北村春江
- ・「練馬区女性行動計画(改定)」策定(練馬区)
- ・「婦人会館」を「練馬女性センター」に改称(練馬区)
- ・「婦人ニュース」を「女性ニュース」に改称(練馬区)
- ・バブル崩壊

バブル経済(H2年)
規制緩和(H5年)

平成4年

- ・共働き世帯数が専業主婦世帯数を逆転
- ・週休二日制が本格的にスタート

平成5年

- ・女性初 衆議院議長に土井たか子
- ・「パートタイム労働法」成立
- ・中学校家庭科男女必修実施

就職氷河期(H6年)

平成6年

- ・高等学校家庭科男女必修実施
- ・女性初 最高裁判事に高橋久子
- ・日本人女性初 宇宙飛行士向井千秋 宇宙へ

平成7年

- ・阪神・淡路大震災発生
- ・区立小中学校を避難拠点に指定(練馬区)
- ・在宅介護支援センター開設(練馬区)
- ・「育児休業法」改正(育児・介護休業法へ)

少子高齢化(H7年)

平成8年

- ・「女性ニュース」を「MOVE」に改称(練馬区)

IT革命(H12年)

平成9年

- ・「男女雇用機会均等法」改正(女性への差別的取り扱い禁止)
- ・「介護保険法」成立

平成11年

- ・「男女共同参画社会基本法」成立
- ・「女子差別撤廃条約の選択議定書」採択
- ・「新エンゼルプラン」策定
- ・「子どもショートステイ事業開始(練馬区)

DV(H13年)

平成 12 年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ハッピーマンデー制度導入(国民の祝日の一部を月曜日に移し三連休にする制度) ・二千円札に紫式部 ・「ストーカー行為等の規制に関する法律」成立
平成 13 年	<ul style="list-style-type: none"> ・育児支えあい事業開始(練馬区) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)成立 ・「練馬区男女共同参画計画」策定(練馬区)
平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」成立 ・「少子化社会対策基本法」成立
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> ・女性初 参議院議長に扇千景 ・紙幣デザイン変更 五千円札に樋口一葉
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> ・合計特殊出生率1.26(過去最低)
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の相談窓口 地域包括支援センター開設(練馬区)
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定
平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」策定(練馬区) ・裁判員制度開始
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「練馬女性センター」を「男女共同参画センター」に改称(練馬区) ・DV相談ナビ開始
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災発生
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援法」成立
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センターの機能整備(練馬区)
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保一元化施設「練馬こども園」認定(練馬区) ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)成立 ・18歳選挙権成立、マイナンバー制度導入
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次練馬区男女共同参画計画」策定 (第3次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画を含む)(練馬区) ・練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」本格スタート ・父親向け育児応援動画「赤ちゃんが来る!!～もうすぐパパになるあなたへ～」配信スタート
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティ特設相談開始(練馬区) ・介護予防の拠点となる「街かどケアカフェ」開設(練馬区) ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立
令和 元 年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間カフェと協働した子育てスポット「練馬こどもカフェ」を創設(練馬区)

働く女性の増加とワーク・ライフ・バランス ～性別に関わらず「自分らしく」働く時代へ

平成の約30年間で働く女性は大幅に増えてきました。一方で保育園に入れない「待機児童」の問題や、管理職につく女性が少ないという現状もあります。

練馬区は仕事と子育ての両立を支えるため、区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」創設や保育所等の整備により、保育を必要とされる未就学児の定員を平成26年から6年間で6,000人以上増やすなど、子育て支援に取り組んできました。

平成28年には、女性の管理職を増やしていくなどを目標とした「女性活躍推進法」が施行され、家事や育児にとらわれない働き方が求められています。そのためには、パートナー（夫など）の協力が不可欠です。しかしながら、育児休暇をとる男性の割合はわずかであったり、長時間労働などのために、家にいる時間が少ないとこと、また、「男は仕事、女は家庭」といった意識が根強いことなどで、家事や育児が女性に偏るいわゆる「ワンオペ育児」となっている家庭も多い現状があります。

平成19年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、「働き方改革」について推進されてきました。練馬区でもワーク・ライフ・バランス推進のためのセミナーを開催するなど生活と仕事の調和を図れる社会の実現を目指しています。

令和の時代は、男性だから女性だからというようなジェンダーに関わらず「自分らしく」働くことのできる時代にしていきませんか。



今年度のセミナーについては、
最後におしらせがあります。

高齢化と介護

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする方の増加が見込まれ、平成12年に介護保険制度がスタートしました。介護の負担は家族に重くのしかかり、老老介護や、介護のため離職を余儀なくされる状況も出てきました。このような中、練馬区では、平成6年に在宅介護支援センターを開設しました。平成18年には地域包括支援センター4か所を開設し、現在は区内25か所で、高齢者やその家族の相談に応じ、心身の状態の変化に適応した切れ目のないサービスを提供しています。



一方、できるだけ介護を必要とせず、はつらつと元気でいることを推進する取組が増えてきました。練馬区は、「はつらつシニア応援プロジェクト」など元気高齢者が活躍するための事業にも力を入れています。介護予防のための健康づくりを行い、長年の経験を生かして働くいたり、趣味や特技を生かして地域で活躍したり、人生を大いに楽しみましょう。

災害・防災対策



平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年の北海道胆振東部地震と平成は大きな災害が続きました。度重なる災害や長引く避難生活の経験から、公助だけでなく、自助・共助の重要性が浮き彫りにされました。日頃の備えをしっかりとしなければいけません。また、女性の視点に立った災害対策も進められています。練馬区は平成7年8月に区立小中学校を避難拠点に指定しました。「避難拠点運営の手引き」には、女性への配慮や、高齢者・障害者・乳幼児などへの支援も示しています。また、地域防災における女性の参画拡大を推進し、災害時における男女共同参画の視点・ニーズを取り入れた女性防災リーダー講座なども定期的に開催しています。



配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(通称:DV防止法)は平成13年に国際的な流れと被害者の声を受け、超党派の女性議員による議員立法で成立しました。これまで家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るために作られた法律です。被害者は多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。

平成19年の改正では市町村において配偶者暴力相談支援センター機能を果たすことが努力義務と規定されました。

デートDV(同棲していない恋人からの暴力)ではDV防止法の適用はできませんが、ストーカー防止法や刑法が適用されるケースがあります。

練馬区は平成26年5月、23区で7番目に配偶者暴力相談支援センターの機能を整備しました。配偶者暴力相談支援センターでは配偶者や恋人・パートナーからの暴力被害のご相談をお受けしています。



性的マイノリティ

平成29年に男女雇用機会均等法が改正され、職場での性的マイノリティへの差別的言動がセクハラとなることが指針に明記されました。

練馬区では、性的マイノリティへの差別や偏見は人権問題であり、性の在り方は多様であることを周知し、誰もが自身の人権が尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指しています。平成29年に男女共同参画センターへーるで、性的マイノリティ特設相談を開始し、相談や情報提供を行うとともに、当事者・関係者による講演会・職員研修などを行うなど、理解の促進に努めています。

◇第5次練馬区男女共同参画計画に向けて◇

平成30年度に区が実施した調査では、男女共同参画のため区に求められていることとして、「保育・介護施設やサービスの充実」「学校での平等意識を育てる教育の充実」「男性の家事・育児・介護への参画」などがあげられています。

こうした調査結果や練馬区男女共同参画推進懇談会から提出された提言などを参考に、第5次練馬区男女共同参画計画を策定中です。



世界では…

ノーベル平和賞

<平成23年>

平和構築活動に女性が安全かつ全面的に参加できるよう求めて非暴力の活動を行った、エレン・ジョンソン・サーリーフ氏(選挙で選出されたアフリカ初の女性リベリア大統領)、レイマ・ボウイ氏(リベリアの女性平和運動家)、タワックル・カルマン氏(イエメンの女性活動家)が受賞しました。

<平成26年>

パキスタンで女子が教育を受ける権利を訴えたことにより、イスラム過激組織に銃撃され重傷を負うも、全世界の少女たちが教育を受ける権利を求めるスポーツパークソンとなったマララ・ユスフザイ氏が受賞しました。

<平成30年>

戦争や武力紛争の武器としての性暴力の撲滅に貢献した、デニ・ムクウェゲ氏(コンゴ民主共和国の医師)と、ナディア・ムラド氏(イスラム国(IS)から受けた性暴力を証言してきたヤジディ教徒)の二人が受賞しました。

北京女性会議から25年目へ

平成7年にアジアではじめて開催された女性の人権に関する国連主催の世界会議(北京女性会議)では、女性の権利の実現、ジェンダー平等の推進をめざす「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。この時期から世界中で女性の権利とジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)平等の実現を目指す取り組みが進められてきました。「行動綱領」では、貧困、教育、保健、女性への暴力、女児等の12分野を重要領域とし、それらの課題の解決に向けた戦略目標と行動指針を示しました。

北京女性会議から来年で25年を迎える現在、性別にかかわりなく、だれもが生きやすい社会になっているでしょうか。一人一人が「男女共同参画」を意識し、考え、行動することが大切です。

家事育児一緒にするとみな笑顔

数十年前は「父親が稼いで専業主婦の母親が家事育児」という家庭が大多数でしたが、国の調査によると、現在は子育て家庭の共働き率は7割近くとなっています。

しかし、男性の家事時間は女性に比べると非常に少なく、女性には仕事に加え家事育児の負担がかかるしかかっているのが現状です。

令和の時代は、男性も家事育児を「手伝う」のではなく、「一緒に取り組み、女性もそして子どもも笑顔になる家庭にしていきませんか。

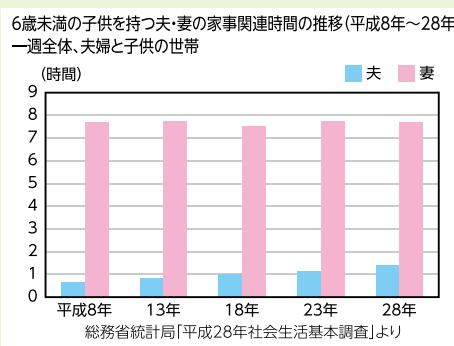
人生にケアはつきもの誰にでも

人生二〇〇歳時代は、大介護時代ともいえるのではないかでしょうか。

「親の介護は嫁に任せておけばよい」という時代から、男性も仕事などをしながら親や配偶者の介護を担う時代になってきました。家事や育児の経験がほとんどないなか、親や配偶者の介護に直面すると、とまどうことが多いといわれます。日常生活を支えるケアは、明確な成果が見える仕事とは大きく異なります。

令和の時代は、公的なあるいは地域でのサポートを利用しながら、無理せずに男性、女性など性別にとらわれずにケアを含めた日常生活ができるようにしていきましょう。

男女共同参画のつぶやき



練馬区立男女共同参画センター えーる

開設以来毎年6月に開催しているフェスティバル。

特別講演のほか、様々な催しで盛り上がります。



えーるでは、様々な方向けの講座やイベントを実施しています。



父子キッチン講座

子育て中の就活講座



研修室



会議室



和室



女性のための就活応援コーナー
ハローワーク池袋と連携し、求人票や就職に役立つ講座情報を置いています。また、タブレット端末の貸出も行っていますので、就職に関する情報収集にご利用ください。

ぜひ、
ご利用ください!

男女共同参画センターえーるは、練馬区の男女共同参画推進のための拠点施設です。

会議室などの施設は1時間単位で朝9時から夜9時30分まで貸出を行っています。ちょっとした集まりや自主活動、仲間づくりの場としてご活用ください。また、男女共同参画に関する講座やイベントを実施しています。図書・資料室、家族のことや生き方についてなどの悩みを相談できる相談室もあります。



開館時間：午前9時から午後9時30分まで
休館日：12/29～1/3施設点検日

相談室

03-3996-9050

- 総合相談(予約不要)
毎日・午前9時～午後7時／祝休日は午後5時まで
第3土曜日は性的マイノリティ相談(午後5時まで)ができます。
- 心の相談(要予約)
月～土曜日・午前10時～午後7時／祝休日は午後5時まで
- 法律相談(要予約)
祝休日を除く毎週土曜日 午後1時～午後4時
- 配偶者の暴力(DV)に対する専門相談(要予約)
月曜日 午前9時～午後5時
水曜日・金曜日(第一を除く) 午前10時～午後7時
(祝休日は午後5時まで)
(*第一金曜日は練馬区区民相談所で実施 午前9時～午後5時)

図書・資料室

- 男女共同参画、女性論、男性論、生き方、心の問題、家族の問題、再就職に役立つ本など、多数そろえてお待ちしています。
ぜひ、ご活用ください。
- 練馬区内に在住・在勤・在学の方が利用できます。
- 6冊まで4週間借りられます。

アクセス

〒177-0041 練馬区石神井町8-1-10
電話：03-3996-9005／FAX：03-3996-9010



「気になる本」

「首長たちの挑戦」－女が政治を変える－ 世織書房 2016年

女性の市長が初めて誕生したのは、平成3年(1991年)4月兵庫県芦屋市でした。平成11年(1999年)は、男女共同参画社会基本法が制定された年です。

本書は、2000年代の幕開け直前の平成11年東京都で初の女性市長として国立市長を務めた上原公子氏、元熊本県知事の潮谷義子氏、元千葉県知事の堂本暁子氏の3人の講演会記録です。

国民の約半数が女性であるのに、大切な物事を決める政治の場には、ほんの少ししか女性がいないというのが現状です。女性が政治の世界に出ていくと政治や社会がどんなふうに変わるものかということが、本書を読むとよく解かります。立候補された勇気、女性の視点を生かした施策、市民や県民に寄り添いながらの政治姿勢にも感銘を受けます。

平成30年に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。これを読むと、女性をもっと政治の場に送りだし政治を変えてもらいたい！そんな気持になります。



ワーク・ライフ・バランスセミナー 「仕事と生活の調和を実現する+わかる!健康な職場のつくり方」

第一部 「仕事と生活の調和を実現する ～働き方改革に伴う事業者の義務と取組事例～」

【講師】特定社会保険労務士／馬場 一成

【内容】職場において仕事と私生活のバランスがとれていることは、いまや人材を確保維持するうえで重要なポイントとなっています。従業員が長く働ける環境づくりについて、働き方改革の視点からお話をします。

第二部 「わかる！健康な職場のつくり方 ～健康経営とヘルスリテラシー～」

【講師】医師／福田 洋(順天堂大学医学部 先任准教授)

【内容】「健康経営」という言葉を聞いたことがありますか？健康経営は従業員の健康管理を経営の視点で考え、戦略的に推進していく手法です。予防医学・産業保健の専門医が実例をまじえお話をします。

日 時：11月22日(金)

午後6時30分～8時30分

(開場午後6時)

会 場：ココネリ3階(練馬区練馬1-17-1)

対 象：企業・事業者の雇用主および人事労務担当者等およびテーマに関心のある方

定 員：60人(事前申込・先着順・10月1日(火)から電話・メール・FAXにて受付)

一時保育(1歳～未就学児)・手話通訳をご利用の方は、11月7日(木)までに併せてお申し込みください。

申込先：練馬区総務部人権・男女共同参画課
(下記参照)



本紙は、練馬区男女共同参画推進懇談会委員(K.F委員、K.M委員、T.M委員、H.Y委員、S.W委員)と協力し、企画・編集しています。ご協力いただいた方々に感謝申し上げます(事務局)。

練馬区総務部人権・男女共同参画課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1
電話 03-5984-4518(直通) FAX 03-3993-6512
Eメール jinkendanjo@city.nerima.tokyo.jp